

# 新型コロナウイルス感染症対策 ＜ BCP マニュアル ＞

---

## Ⅱ：感染者等の発生に伴う所属部署における行動・手順編 ＜第1.1版＞

◇ 保健所により、職員が感染者・濃厚接触者・接触者と判断されるケース、及び市の定義により職員が PCR検査者・仮濃厚接触者となるケースについての定義は以下の通り。

対象者	概要	対応
感染者	PCR検査の結果、陽性と判断された者	特別休暇
濃厚接触者	感染者周辺で一定期間接触機会があり、保健所により濃厚接触者と指定された者	特別休暇
接触者	感染者周辺で一時的に接触機会があり、保健所により接触者と指定された者	特別休暇

対象者	概要	対応/指示
PCR検査者	体調不良等により、医師又は相談センターからの指示でPCR検査を受ける事になった者	特別休暇
仮濃厚接触者	PCR検査者の両隣、前後、斜めの職員	在宅勤務
	PCR検査者と会議、打ち合わせ、昼食等1m以内で15分以上接触した者	
	PCR検査者からの濃厚接触者メモに記載があった者	

※ 仮濃厚接触者の目安：PCR検査者（体調不良により感染が疑われる職員）の**症状が発症した2日前**（当日、前日、前々日）**から**、その者と「接触又は1m以内で15分以上対話」等に該当する者  
 なお、マスクやアクリル板等、感染防止対策の有無を考慮し検討する事。

◇ 保健所により、職員が感染者・濃厚接触者・接触者と判断された場合、及び市の定義により職員が PCR検査者、仮濃厚接触者となった場合の対応は以下とする。

又、接触者については特に消毒の必要無しとする。

- A：対象者が特定部署に限定される場合（同一フロア内に1名程度の対象者が発生した場合）
- B：対象者が同一フロアに限定される場合（同一フロア内の複数部署で対象者が発生した場合）
- C：対象者が複数のフロアに跨る場合（複数のフロアに跨り、複数の対象者が発生した場合）

～参考～「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド（第3版）日本産業衛生学会より、感染者が発生した時の消毒）  
保健所からの指示に従い事業者の責任で職場の消毒を実施する。保健所からの指示がない場合には以下を参考にして消毒を行う。  
・消毒の対象は感染者の最後の使用から3日間以内の場所とする（後述）。

ケース	消毒範囲と方法			
	当該職員が庁舎を最後に退出してから72時間以内			72時間経過後
	A	B	C	A, B, C
感染者	▲	▲	○	×
濃厚接触者	×	×	×	×
接触者	×	×	×	×
PCR検査者	×	×	×	×
仮濃厚接触者	×	×	×	×

○ → 全館閉鎖の上消毒業者に依頼し、全館を消毒する。

▲ → 当該フロア閉鎖の上消毒業者に依頼し、対象フロアを消毒する。

（但し、感染者がフロア限定でも濃厚接触者が複数フロアに跨る場合には、全館閉鎖し全館消毒とする）

※ フロア消毒期間中は、業務不能の為各支所に代行依頼する。又、当該職員は在宅勤務とする。（想定期間：1日）

×

→ 業者による消毒の必要無し。但し、各部署で職員による拭き取り消毒を行う。

# 対象部署行動チェックリスト（1）

## 【自部署で濃厚接触者・PCR検査者が発生した場合】

下記の手順で対策を実施する。又、3P「～参考～の対策ガイド」では消毒に関しては特に必要無しとされているが、各部署で職員による拭き取り消毒を行う。

### 【基本行動】

No	作業	内容	チェック	
1	事実確認	濃厚接触者、PCR検査者からの状況確認（検査結果予定日、接触職員 etc）		
2	関係者連絡	コロナ対策室および人事課長に連絡		
3	対象者特定	PCR検査者からの情報と感染抑止Gの助言に基づく対象者の特定		
注)	3-1	仮濃厚接触者		
	3-2			PCR検査者の両隣、前後、斜めの職員
	3-3			PCR検査者と会議、打ち合わせ、昼食等1m以内で15分以上接触した者
	3-3		PCR検査者からの濃厚接触者メモに記載があった者	
4	代替者任命	濃厚接触者、PCR検査者とその周辺職員に代わる者（事前に名簿化）		
5	引継ぎ	いつまでに（誰に、何処に）何をする必要はあるか（2週間先まで）		
6	情報収集依頼	システム他ログの取得依頼（市民に感染可能性がある場合等）		
7	帰宅指示	在宅勤務者用PC持ち帰り（情報連携が必要な場合等）		
8	対象者一覧	PCR検査者及び在宅勤務者と濃厚接触の可能性のある市民の名簿を準備		
9	結果確認	濃厚接触者、PCR検査者からの結果確認（陰性/陽性）		
10	陰性の場合	コロナ対策室および人事課長に連絡、在宅勤務者に連絡→対策解除		

注) 仮濃厚接触者特定時の注意

※マスクやアクリル板等対策の有無を考慮し検討する事。

# 対象部署行動チェックリスト（2）

## 【自部署で感染者が発生した場合】

下記の手順で対策を実施する。又、感染者発生時はフロア等部分閉鎖又は全館閉鎖後、消毒業者により消毒が入る。**ただし感染者が退出後72時間経過した以降は職員が行う**

## 【基本行動】

No	作業	内容	チェック
1	結果確認	濃厚接触者、PCR検査者からの結果確認（陰性/陽性）	
2	陽性の場合	コロナ対策室および人事課長に連絡、在宅勤務者に連絡し保健所からの連絡待機を指示	
3	閉鎖準備	各所の業務休止に伴う手続き及び業務の終了準備	
4	対策G招集	対策Gメンバーは、速やかに対策本部立ち上げ準備及び作業開始	
5	市民誘導	市民対応している場合には、内容説明の上、庁舎外へ誘導	
6	体調不良者確認	体調不良の職員及び市民の介護と庁舎外への誘導（対処方法を感染抑止Gと相談）	
7	縮退準備	必要な機材・書類を消毒し持ち出し（チェックリストと照合）	
8	移動/環境構築	縮退稼働場所へ移動の上、縮退稼働準備→稼働開始（消毒業者作業開始）	
9	帰宅指示	対策本部関係者以外は在宅勤務者用PC持ち帰り（情報連携が必要な場合等）	
10	対象者一覧	準備していた名簿を提示（感染抑止G→保健所）	

## 【必要機材】 ※まなび学園、石鳥谷支所へ移動する場合

No	持ち物	内容	チェック
1	PC & プリンター	業務に必要な情報アクセスツール（事前消毒が必要）	
2	マニュアル等	業務に必要なマニュアル、手引書、名簿、帳簿類（事前消毒が必要）	

# 各グループの体制とミッション（2020/09現在）

	組織名	対応部署		ミッション
司令部	コロナ対策室	健康福祉部	健康づくり課/地域医療対策室	保健所及び病院との連携と情報収集
	室長：高橋部長	メンバー：		
	防災危機管理課	総合政策部	防災危機管理課	災害発生時に備え待機（対策本部稼働支援）
	課長：菅原課長	メンバー：		

対策グループ	感染抑止G	健康福祉部	健康づくり課	感染拡大防止
	GL：瀬川補佐	メンバー：		
	消毒復旧G	財務部	契約管財課	庁舎などの業務環境消毒復旧
	GL：瀬川補佐	メンバー：		
	市民誘導G（本庁舎）	財務部	市民税課	市民誘導/案内
	GL：佐藤課長	メンバー：		
	市民誘導G（新館）	建設部	都市政策課他	市民誘導/案内
	GL：澤田課長	メンバー：		
	情報収集G	総合政策部	秘書政策課	各所からの情報収集と整理
	GL：富澤課長	メンバー：		
	環境構築G	総合政策部	総務課/契約管財課	代替場所と環境の整備
	GL：鈴木課長	メンバー：		
	支援G	総合政策部	人事課	人材/人員/資材などの調達と提供
	GL：畠山課長	メンバー：		
	広報G	総合政策部	秘書政策課	職員及び市民に対する情報提供
	GL：松浦補佐	メンバー：		

# 【参考】新型コロナ感染に関する時系列イメージ

◇感染者が発生した場合でも72時間経過すると、モノに付着した新型コロナウイルスの感染力は極めて弱くなる為、消毒に関しては「経済産業省・厚生労働省・消費者庁」の推奨案をベースとして消毒剤での拭き取りにより安全が確保される。

PCR検査者の退庁から72時間の感染危険期間

仮濃厚接触者の退庁から72時間の感染危険期間

## ◇検査・感染と勤怠管理

経過時間	-2日	-1日	当日	1日	2日	3日	4日	5日
PCR検査者	感染力が高い期間		特別休暇	特別休暇	→特別休暇	→(入院)	→	→
			症状あり →医師に相談	PCR検査	検査結果 →陽性			
市役所対応 体調不良により休んでいた職員がPCR検査を受ける事になった場合、他の職員及び市民への感染抑止の観点から「仮濃厚接触者」を設定し、事前に在宅勤務を指示することにより、感染リスクを低減させる事を目的とする。			①検査受検報告	結果日時報告→	②結果判明報告			
			在宅勤務指示 ↓	在宅勤務指示 (継続) ↓	在宅勤務指示 -濃厚接触者等 の特定終了まで- ↓			
「PCR検査者」 の周辺職員	感染の可能性がある期間		仮濃厚接触者 (A) 在宅勤務	在宅勤務→	在宅勤務→ →濃厚接触者	PCR検査	検査結果 →陰性	健康観察:14 日間(無症状 は在宅勤務)
			仮濃厚接触者 (B) 在宅勤務	在宅勤務→	在宅勤務→ →濃厚接触者	PCR検査	検査結果 →陽性	特別休暇 →(入院)

①事前対応  
仮濃厚接触者の在宅勤務指示

濃厚接触者～検査結果判明まで  
特別休暇

②本格対応  
新型コロナ対策BCP発動

※人から人への感染力は、発症後7日過ぎまで継続する。

(出典) 職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド(第3版) 作成日: 2020年8月11日  
公益社団法人日本産業衛生学会

## ◇事業所の消毒に関する基本的な考え方

消毒前には中性洗剤等を用いて表面の汚れを落としておくこと。

アルコール消毒液 (60%~95%) もしくは次亜塩素酸ナトリウム (0.05%) を用いる。

トイレの消毒については次亜塩素酸ナトリウム (0.1%) を用いる。

消毒は拭き取り (清拭) を基本とし、消毒剤の空間への噴霧は行わない。

適切な個人保護具 (マスク、手袋、ガウン等) を用いること。

## (1) 平素からの環境の消毒

不特定多数が触れるドアノブ、手すり、エレベーターのボタンなどを定期的に消毒する。

不特定多数が利用するトイレ (床を含む) を定期的に消毒する。

消毒は最低でも1日1回行うこと (複数回の実施が望ましい) 。

机や椅子、パソコン、電話機などは、退社直前に毎回各自で消毒することが望ましい。



(参考) 職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド(第3版) 作成日：2020年8月11日  
公益社団法人日本産業衛生学会

### (2) 感染者が発生した時の消毒 (業者へ依頼、ただし感染者が退出後 7 2 時間経過したときは職員が行う)

保健所からの指示に従い事業者の責任で職場の消毒を実施する。

保健所からの指示が無い場合には、以下を参考にして消毒を行う。

- 消毒の対象は感染者の最後の使用から3日間以内の場所とする。
- 消毒作業前には十分な換気を行うこと。
- 消毒範囲の目安は、感染者の執務エリア (机・椅子など、少なくとも半径2m程度の範囲)、

また、トイレ、喫煙室、休憩室や食堂などの使用があった場合は、該当エリアの消毒を行う。

(このほかに、不特定多数が触れるドアノブ、エレベーターのボタンやトイレの流水レバー・便座、階段等の手すり、照明類のスイッチ、共用プリンタ、コピー機のほか、ポットや給湯室、公用車についても消毒を実施する。拭き取りは一方向に。床については明らかに感染者由来の体液等がある場合は消毒を実施する。)